

## はじめに

2018年3月に内田貴『法学の誕生』が公刊され、穂積陳重、穂積八束兄弟に焦点を当てて、日本が法学を形成しなければならなかった時期について分析している。内田は、彼らのような学者たちによって自前の法学が形成され、それによって国民国家の形成を果たすことができたことを高く評価した。まわりのアジア諸国では、西洋列強が圧倒的な軍事力を行使してアジアの国々を自国の植民地にしたり、法外な特権を認めさせたりして、国民国家の形成が妨げられていたからである。八束らの法学が明治国家の国体護持の役割を担っていたことも見落としていない。ただし、その法学はもっぱら東京帝国大学の法学部に所属する教授たちを念頭においており、私立大学や司法省法学校についてはほとんど触れておらず、在野の法曹もほとんど出てこない。当然、マルクス主義法学の存在も語られていない。

内田の著書よりも68年ほど前の、日本がまだ連合国の占領下にあった1950年に、日本評論社から『日本の法学』<sup>1)</sup>が公刊された。掲載された座談会ごとに参加者は異なるが、末弘巖太郎、川島武宜、戒能通孝、穂積重遠、我妻栄、磯田進、鶴飼信成などであり、末川博と杉之原舜一が紙上参加している。明治維新から1945年の敗戦までの時期を4つに区分して、日本の法学の問題点を話し合い、今後はどうあるべきかを議論した。体制が大きく転換し、国民主権に基づいた民主的な国家を形成しようという熱意の下に、戦前の法学に対してきわめて厳しい批判が行われた。この座談会の中で、戒能は、法律学がいかにあるべきかに関して「方法論の問題がある。おそらく、統一的に研究できるのは、例えばマルキシズムの方法論、ああいう立場に立てばひとつの統一的な研究が数人によってできるのではないか。ところが、一般はそうではないでしょう。つまり、経済学におけるマルキシズムの方法論というような特定の方法論を法学が

---

1) 日本評論社編『日本の法学—回顧と展望』日本評論社（1950年）。『法律時報』の20周年を記念して1948年12月号に掲載された座談会と1949年4月号及び50年2月号に掲載された座談会、および未発表の「法社会学の基本問題」を収めたものであり、末弘巖太郎の還暦を記念したものであった。

共通の了解として持つ段階まで来ていない。……こんな状態のある限り共同の研究はまだ困難じゃないかと思う<sup>2)</sup>」と述べたが、現在でも戒能が期待したような前進はみられない。むしろ、方法論に対する熱意は後退しているかもしれない。

本書は、戦前から現在に至るまでの、マルクス主義法学と呼ばれた学問の流れを概観し、著者の意見を述べるものである。第Ⅰ部は、戦前から現在に至る日本の研究者の業績を概観する。ただし、著者の能力により全ての研究者をカバーすることはできていない。主に私法に偏っており、それも一部に過ぎないことをお断りしておく。第Ⅱ部は、マルクスとエンゲルスの著作・手紙から、法と経済の歴史と構造と担うべき役割に関する叙述を抜き出して検討する。すでに多くの人々によって研究されている分野で、それほど新しいことを述べるものではないが、いわゆる正統派マルクス主義者の理解とはかなり異なっていると思う。第Ⅲ部では、マルクスにおける市民社会論と現在の日本における市民社会論を検討する。1980年代以降、市民社会論のルネッサンスという状況が生まれているが、これらの議論の中には、マルクスが展開した社会変革の議論を正当に引き継ぐものが含まれていると考える。

本書は、この10年ほどの間に少しずつ書き下ろしたものである。かけた時間の割には不十分なものであるが、大勢の研究者の方々にアドバイスをいただいたことに感謝する。なお、第Ⅰ部第3章だけは、2007年11月に公開したパンフレット『関西民科の60年』に掲載したものを再録した。

2019年11月

大島 和夫

---

2) 同上、296頁。